

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第5号

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

亀山市長及び副市長の給与に関する条例（平成17年亀山市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 市長及び副市長には、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の202.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の217.5</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 市長及び副市長には、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の197.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の212.5</u></p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。